

賛助会員規程

(目的)

第1条 一般社団法人群馬県理学療法士協会（以下、「本会」とする）定款第5条に掲げる本会の賛助会員についてこの規定に定める。

(資格)

第2条 本会定款第3条に掲げる本会の目的に賛同し協力する個人または団体で、本会指定による申込書により申請し、定款第31条に準じ理事会の承認によって賛助会員とする。

(会費)

第3条 賛助会員の会費は以下のとおりとする。

- (1) 会費は年額1万円とする。
- (2) 会費の納入は、原則として毎年6月15日までに全納するものとする。なお、年度途中の入会においても会費は同額とする。なお、会費を1年間未納の場合は、次条の優遇の効力を失う。

(優遇)

第4条 賛助会員に対する優遇は以下のとおりとする。

- (1) 本会ホームページにリンクを貼ることができる。ただし、リンク許可については会長の判断を要することとする。
- (2) 本会が主催する研修会・学会において、展示設備がある場合に優先的に展示場所を提供する。
- (3) 本会は賛助会員に対し、正会員と同様に本会が発行する刊行物等及び本会事業案内を送付する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、令和6年4月1日より施行する。

一般社団法人群馬県理学療法士協会

賛助会員入会申込書

当社（私）は、群馬県理学療法士協会に賛助会員として入会いたしたく申し込みます。

年 月 日

賛助会員名

（団体の場合）

代表者名

印

賛助会員住所	〒
電話番号	TEL :
FAX 番号	FAX :
連絡担当者氏名	部署 :
	氏名 :
電話番号	TEL :
メールアドレス	E-mail :